議案第105号

損害賠償の額を定めることについて

幕別町は、次のとおり損害賠償の額を定めるものとする。

1 理由

令和元年7月19日午前10時頃、幕別町札内春日町89番地、町道札内鉄道南沿線 通において、町職員が運転する公用車が西方向(札内市街方向)へ走行中、前方 の大型車両が左折中のため、停止していた相手方の車両に気づくのが遅れたこと により、車両後部に追突し、相手方を負傷させるとともに、相手方の車両後部を 破損させる事故が発生したことから、これに対する損害賠償の額を定めるものと する。

2 損害賠償額 3,474,031円

(内訳)

治療費 828,892円 通院費 31,980円 休業損害 908,900円 慰謝料 1,050,000円 事故証明書料 540円 車両修理費 510,079円 レンタカー代 143,640円

3 損害賠償の相手方 町内在住の女性